

要 望 書

平成22年8月

九都県市首脳会議

平成22年8月

九都県市首脳会議

座長 東京都知事 石原 慎太郎

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

神奈川県知事 松沢 成文

横浜市長 林 文子

川崎市長 阿部 孝夫

千葉市長 熊谷 俊人

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

首都圏における新型インフルエンザ対策について

平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、世界各地で流行し、国内においても、5月に患者が確認されて以来、流行は全国的に拡大し、11月末には流行のピークを迎えました。その後、患者報告数は減少に転じ、平成22年3月初旬には、流行の目安とされる定点当たり1.0人を下回り、現在のところ沈静化した状況となっています。

しかしながら、次の流行に備えた対策は、今後も継続して推進していかなければなりません。

九都県市においては、これまで新型インフルエンザ対策について共同で検討を重ねてきました。今般の新型インフルエンザについても、国の行動計画や運用指針等を踏まえ、地域の実情に応じた対策を実施してきたところですが、法整備が不十分なことなどから、医療現場や地方自治体において混乱するような状況がありました。

今後は、今般の新型インフルエンザ対策から得られた知見を踏まえ、より病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた国の適切な施策が必要であると考えます。

国におかれましては、今般の新型インフルエンザ対策における検証を進め、医療現場はもとより、国民の混乱を招かぬよう、特段の措置を講じられるとともに、強いリーダーシップにより、明確な方向性を示していただき、具体的な基準・指針等の策定や財政支援など、様々な対応を早期に図られるよう、下記の事項について対策を講じられることを要望いたします。

記

- 1 自治体において新型インフルエンザ対策の推進に向け、抗インフルエンザウイルス薬の投与、ワクチン接種、その他医療的措置等に関する検討を行うにあたり、その基となる具体的な各種基準、指針、治療法等について早急かつ明確に提示し、国民に周知の徹底を図ること。
- 2 新たな新型インフルエンザの発生に備え、患者に対する適切な医療を提供するために、医療物資の安定供給、医療従事者に対する補償制度の創設、感染症指定医療機関等に対する財源措置等の充実を図ること。また、日本医師会等の関係団体、関係機関等へ具体的内容を提示し、十分な協力が得られるように調整を図ること。
- 3 国は、抗インフルエンザウイルス薬についてその備蓄量を科学的根拠に基づいて示すとともに、備蓄形態を改めて検討し、プレパンデミックワクチンと同様に国での一括備蓄とすること。また、既に備蓄している抗インフルエンザ薬については、使用期限を考慮した有効利用方法等の検討を進めること。

- 4 今般の新型インフルエンザ対策に係る予防接種法の改正にあたっては、早期に対象者や実施方法を示すとともに、ワクチン供給量の十分な確保を行うこと。
- 5 平成21年度から実施している新型インフルエンザ予防接種事業については、相当数の医療機関で使用の見込めないワクチンを抱えており、協力をした受託医療機関に対し結果的に損害を与える事態となっていることから、国において医療機関の負担にならないような体制を整備すること。
- 6 入院勧告・措置に伴う新型インフルエンザ患者の移送については、法令上都道府県及び保健所設置市区において行うこととされているが、多数の患者発生時には対応が困難となるため、入院勧告・措置解除後の緊急車両の利用等を含め、国においても迅速・的確な移送・搬送体制の確保について対策を講じること。
- 7 自治体における新型インフルエンザ対策を充実・強化するため、国は、感染防護等に係る医療資機材の備蓄等について財源措置を講じること。また、発生時に各自治体で対応すべき相談業務やワクチン接種に係る緊急的な必要経費についても、自治体の負担を軽減するための財源措置を講じること。
- 8 情報の公表については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条において規定されているが、感染症の情報の公開と個人情報の保護のあり方に関して、発表方法及び情報提供項目について具体的方針を示すこと。また、国が公表するにあたり、自治体の対応が必要となる事項については、報道発表前に関係自治体に情報提供を行うなどの連携を図ること。
- 9 国民生活の基盤となる社会機能を維持するとともに、国民生活を確保するための必要な対策を講じること。
- 10 感染拡大を防止するため、集会、企業活動などの社会活動の制限や免許・許可等の有効期限の延長などについて、あらかじめ法制度を整備するなど、実効性のある方策を講じること。